

九 条 殿 記

現在天理図書館に架蔵する、九条元公爵家旧蔵の九条殿記三巻は、先年東京大学史料編纂所編の大日本古記録「九曆」に収載され、その冊首の図版及び冊尾の解題と相俟つて、既に広く世に紹介されている。ところが、宮内庁書陵部に蔵する九条家旧蔵本中にも、上記天理図書館本三巻を謄写した江戸期の新写本三冊のほかに、断簡ながら、九条殿記の古写本一巻が存する。同巻は久しくその書名が判明しなかつたらしく、江戸期の筆蹟で「天慶三年二月廿六日」と記した附札があり、現在は仮に西宮記に比定して整理されている。附札の文字は、書名が不明なため本文冒頭の字句をとつたもので、こうした場合によく見かける例である。ともかくこれが九条殿記の断簡であることは、以下の記述で明らかとなるが、九条家旧蔵本中には、ほかにも同記の一部が存する可能性も皆無ではない。しかし概見したところ、その可能性は少ないし、現在判明した一巻のみでも充分紹介に値すると考えたので、取敢えずこれを釀刻し、研究者の便に供したいと思う。

本巻は、縦二五・八糎、長さ二六・七糎の素表紙と、長さ四五・三糎の本文一紙より成る。但し本文下端の文字の一部が切れたもののあるの

によつても知られる如く、料紙の下端が若干切落されており、もとは天理図書館本の二七・〇糎とほぼ等しい紙高をもつていたものと思われる。表紙の外題は破損のためかなり読みにくいが、かろうじて「九條殿記」と判読できる。本文の筆蹟との異同は明らかにし難いが、かなり古いもののように思われる。表紙の見返しに「臨時」と注するが、これは江戸期の筆蹟であろうか。本文の筆蹟は、大日本古記録所載の図版で見ると、天理図書館本第一巻の筆蹟に近いようで、恐らく同巻と同じく、承徳元年をあまり下らぬ時期の書写とみてよいであろう。本文の首に部類項目と所収年次を掲記している点、本文書出しの年月日のうえに合点を拘している点なども、天理図書館本と共通する。

さて九条殿記は、既に大日本古記録の解題によつて明らかにされている如く、右大臣藤原師輔の日記をもとにして編輯した部類記であるが、天理図書館本の三巻がすべて年中行事にかかわるものであるのに対し、本巻が飛騨や開闢のことを収める臨時の公事である点、貴重であり、これによつて九条殿記には臨時の部も存したことが確認される。

本巻は、わずかに断簡一紙を存するのみで、その全貌を知り得ないの

は甚だ残念であるが、いま知り得る内容は、所謂平將門の乱に關して、陸奥国から飛驒の奏狀が京着したこと、及び飛驒使に勅符を賜う儀に關するものである。天慶三年三月二十六日陸奥の飛驒が京都に到着したことは、貞信公記抄の同日条にも見えるが、その奏狀の内容は、簡單ながら本卷の記事で始めて明らかになる。また本卷の二十七日の記事は、勅符を賜う儀の首部を存するに過ぎないが、この日の公事の全貌は、政事要略卷三十「給勅符」条に収める同年月日の記事（外記日）によつて知り得る。なお政事要略所載の記事と本卷の記事の間には、かなりの近似性が読みとられるから、本卷の二十七日の記事は、兩者の対比からみて、全体の三分の二程を欠落しているのではないかと想像される。

（橋本義彦）

○翻刻に當つては、原本の体裁を存することに努めたが、新たに句点を打ち、各行末の文字の下に「を附した。」

（表紙外題）

「九條殿記」

（表紙見返）

「臨時」

飛驒式

天慶三三二廿□^{（六）}

開關事

天慶九五二一□^{（御カ）}記可尋注
天慶三五廿一

飛驒式

「天慶三年二月廿六日、陸奥國言上飛驒奏」狀云、平將門率一万

三千人兵欲襲擊陸奥「出羽兩國云々、其事多端、不能具言、」

件奏狀下官披見、即令持外記參詣御所奏聞、

廿七日、右少弁相職朝臣蒙職御□^{（曹カ）}司仰來陣「頭云、昨所言上陸奥

飛驒之報符事可申行」者、近來所被行飛驒儀□頗相違式文、仍

爲「彼承事疑、先參入職御曹司、案讀式文並寬」平昌泰延喜等日

記、取捨事便□^{（宜カ）}陣行件」事、須依例奏聞 勅符案文、而大閣下

仰「内記令定仰可依無疑不更奏案文、戌時内」記持來勅符置上卿

前、外記持副勅符官「符官同置上前了、上以官符加入勅符莧、令

持大内記紀朝臣在昌參入御所、付左中辨」在衡朝臣奏聞、^{（件弁殿上）}

御書晝日畢還着陣座、内記於上卿前置勅符等退出、此間掃部

寮「鋪疊二枚軒廊北庭、^{（東上）}又立印桧、主殿寮當」兩座間西方生

炭畢、上卿令陣官人喚内豎、くく入從日華門來立軒廊上卿南

方、上仰曰、召少」

（追記）

なお九條殿記については、『高橋隆三先生「喜寿記念論集」古記録の研究』所載の拙稿「部類記について」に於ても言及したので、併読いただければ幸いである。

天慶三年二月廿六日陳興國王之批驛奏
 狀云日抄門軍一萬二千人長欲馳擊陸興
 出明為固云云其事多疑
 何處此下官板見即令抄外記案詣浙于查
 廿七日石少每相賊即自營賊所云云何某陸
 贛王昨則言之陸興馳驛之報若事于中行
 者近來二被行批驛儀頗相違式文仍為
 波取事疑先宋入賊浙司兼護武文並克
 年早界近處云日紀取捨事便云云陳行件
 事須依例奏聞初舊案文云大周下你
 內紀云定作可依無疑云更奏案文成時內
 記持乘勒首置上卿居外記持勒勒首官
 府官同置上府上上以官若大入勒首若
 初大內批紀朝臣在署奉入所付在中錄
 在衙到臣奉同件并殿上均奉書日果逐陳
 內記於上州府並勒首上退出此間據部密
 鋪堂二枚軒所此庭東又主尔按之殿堂當
 為唐司西方生候果上均之陳官入署內監
 入後一華門乘主軒廊上御南方上仰日台

[illegible]